

# プレミアム付商品券を発行します

消費税率の上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム付商品券を発行します。

確認したら申請にやん！

まずは対象者かご確認ください！

住民税非課税の方

小さな乳幼児のいる  
子育て世帯



(申請が必要)

2019年度分の住民税  
(均等割)が  
課税されていない方。



(申請は不要)

2016年4月2日から  
2019年9月30日まで  
に生まれたお子さまが  
いる世帯

25%もお得な  
プレミアム付商品券

カクニャン

## プレミアム付商品券 申請から使用までの流れ

2019年7月25日～11月29日

### 1 申請する (非課税者分のみ)

- ・2019年1月1日時点で住民票のある市区町村から申請書を入手する。  
※申請書は多くの市区町村で、購入対象者の方に個別に郵送しています。  
申請受付が始まって申請書が届かない場合は、2019年1月1日時点で住民票のある市区町村へお問い合わせください。
- ・申請書に必要事項を記入して、提出してください。
- ※子育て世帯分については申請は不要です。  
※DV被害者で他の市区町村から住民票を移さずにお住まいの方については、現在お住まいの市区町村等にご相談ください。

### 2 商品券の 購入引換券 が届く

2019年9月～12月(申請時期によって発送される時期が決まります)

- ・非課税者分については、申請書記載の住所に購入引換券が届きます。
- ・子育て世帯分については住民票記載の住所に世帯主の方宛てで購入引換券が届きます。

### 3 商品券を 購入する

2019年10月1日～2020年2月28日

- ・役場企画課、久呂保郵便局、糸之瀬郵便局で、現金と購入引換券・本人確認書類を示し商品券を購入してください。
- ・商品券は5千円単位で購入することもできます。(5千円分の商品券を4千円で購入)
- ・役場で購入する場合は、平日8時30分から17時15分まで、郵便局は平日9時～17時まで

### 4 商品券を 使用する

2019年10月1日～2020年3月31日

- ・商品券は使用可能な期間中に、昭和村内の使用可能な店舗でご使用ください。
- ※商品券は、代理の方でも使用できます。 ※商品券の転売や譲渡は行わないでください。
- ※お釣りはできません。商品券1枚あたりの額面は小口とし、利用しやすい額としています。

## プレミアム付商品券 申請から使用までの流れ

### ①非課税者分

2019年度の住民税(均等割)が課税されていない方

ただし、下記に該当する方は除きます。

- ・住民税が課税されている方に扶養されている方(生計を一にする配偶者、扶養親族等)
- ・生活保護の受給者等



おひとりにつき、最大**2.5万円分**の商品券を**2万円**で購入できます。

### ②子育て世帯分

2016年4月2日から  
2019年9月30日までに  
生まれたお子さまがいる  
世帯の世帯主



お子さまおひとりにつき、最大**2.5万円分**の商品券を**2万円**で購入できます。

①②両方の要件に該当する方は両方の立場で商品券を購入いただけます。

## 例えば・・・

非課税

夫婦2人の世帯で、  
2人とも非課税者の場合

- 「非課税者分」として**2人分**  
 $2.5万円 \times 2人 = 5万円分$   
の商品券を、  
**4万円**で購入できます。

合計**1万円**もお得!!



非課税

子育て

夫婦2人・子2人(2歳&0歳)  
の世帯で、4人とも非課税者の場合

- 「非課税者分」として**4人分**
- 「子育て世帯分」として**2人分**  
 $2.5万円 \times 6人 = 15万円分$   
の商品券を、  
**12万円**で購入できます。

合計**3万円**もお得!!



課税

子育て

夫婦2人・子2人(2歳&0歳)の  
世帯で、課税者である世帯主が  
家族(非課税者)を扶養している場合

- 「子育て世帯分」として**2人分**  
 $2.5万円 \times 2人 = 5万円分$   
の商品券を、  
**4万円**で購入できます。  
※非課税者分は該当せず

合計**1万円**もお得!!



## プレミアム付商品券に関してのご注意

**“特殊詐欺”**や  
**“個人情報の詐取”**  
にご注意ください。

- 「プレミアム付商品券」を販売するために、市区町村や内閣府などが手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 市区町村や内閣府などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 現時点で、市区町村や内閣府などが住民の皆様の世帯構成などの個人情報を照会することは絶対にありません。

問合せ・申請

昭和村役場 企画課

電話番号：8時30分から17時15分(平日のみ)

**0278-24-5111**